

平成28年度 国への要望事項

平成28年6月18日(水)に開催された第7回定時社員総会で決議された、以下の要望事項は、7月8日(金)に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 瀬川 恵子様へ主旨説明を行い提出した。



環境省 瀬川廃棄物対策課長（左）、要望書を提出する柳井会長（右）

平成28年7月8日

環境大臣 丸川珠代様

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会長 柳井 薫

廃棄物処理施設技術管理者の役割強化と人材育成について（要望）

当協会では、平成28年度通常社員総会において、廃棄物処理施設技術管理者（以下、技術管理者という。）が直面する諸問題について検討し、国に対して下記の事項について要望することを決議しましたので、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 平成28年度社員総会における決議

私達は、廃棄物処理施設の安全かつ安定的・効率的な施設管理に貢献し、生活環境の保全と循環型社会の形成に寄与するために、技術管理者の果たすべき役割の重要性を認識し、職務に精励しているところです。

近年の廃棄物処理施設は、地球環境の保全と資源循環を図るといった観点から、非常に複雑かつ高度に機械化されています。したがって、技術管理者がその対応に適正を欠くときには、施設の安定的かつ効率的な運転が妨げられるだけでなく、重大事故や労働災害の発生、さらには環境汚染を引き起こすなど社会的な悪影響を及ぼす恐れがあります。また、一般廃棄物処理施設については、厳しい財政運営が続く中、既存施設の長寿命化対策の推進など、効率的で効果的な施設運営が求められています。

一方、東日本大震災や、広島及び関東・東北豪雨災害に続き、本年4月には熊本地震が発生するなど、大きな自然災害が続いており、南海トラフ・首都直下地震など、過去の経験を超える大規模災害の危険も迫っています。

このように、廃棄物処理に関わる状況が大きく変化する中で、技術管理者については、法令に違反しないよう施設の維持管理に従事する職員を監督することにとどまらず、平時の災害廃棄物対策と発災時の対応を実践し、これらを通じた高度な地域循環圏の形成や地域振興に貢献できる人材として育成・活用していくことが喫緊の課題であると考えています。

技術管理者制度50周年を迎え、また、今後の50年を見据えて、廃棄物処理の中核を担う技術管理者が常にその社会的役割を果たせますよう、下記ならびに別紙事項について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1. 技術管理者の役割の拡充・強化
2. 技術管理者等継続学習認定システムの普及・活用への支援

以上を決議します。

平成28年6月20日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
会 長 柳 井 薫

【別紙】

II. 要望事項

1. 技術管理者の役割の拡充・強化

廃棄物処理施設が生活環境を保全し、循環型社会の形成や低炭素社会との統合的な取組に寄与するためには、施設の安全かつ安定的・効率的な管理を行い、高度な資源循環と省エネルギー・創エネルギー化を積極的に進めていく必要があります。

また、大規模災害に備えた施設の強靱化、地域の防災・エネルギー拠点化や財政負担低減のための長寿命化の推進など、廃棄物処理施設については新たな視点での運営が求められています。

このような新たな役割を果たすために、施設の維持管理を担う技術管理者は、今まで以上に高度で困難な業務に対応していかなばなりません。

しかし、高度で専門的な技能を具備すべきとされる技術管理者の資格要件については、平成12年の廃棄物処理法改正により大幅に緩和されました。その後、15年を経過し、本格的な人口減少社会の到来や施設運営形態の多様化の中で、技術管理者制度の形骸化や技術レベルの低下が懸念されるどころです。

技術管理者制度の今後の50年を見据えて、定期的な研修を通じた技術管理者育成の仕組みを構築するとともに、廃棄物処理に係る社会的役割の変化に対応した施設の運営管理面を含む幅広い技術業務について、技術管理者が責任をもって取り組めるよう、技術管理者の役割の拡充・強化を要望いたします。

2. 技術管理者等継続学習認定システムの普及・活用への支援

廃棄物処理施設の維持管理等を行う技術者がその職責を果たすためには、最新の関係法令や維持管理技術、管理手法等について、継続的に学習し、習得することが、極めて重要であります。また、次世代への技術の伝承も極めて重要な課題です。

当協会では、平成24年度より廃棄物関係の技術管理者等継続学習認定システム（以下、技術管理者等CPDSという。）を主な廃棄物関連団体のご支援をいただきながら運用しています。

この技術管理者等CPDSは、廃棄物関係技術者の人材育成に有効なツールになり得ると考えますので、以下のとおり、このシステムの普及・活用にご支援賜りますようお願いいたします。

- ① 廃棄物処理施設の整備・運営に係る入札時事業者選定の評価項目に追加
- ② 当協会の所定の審査（専門的能力と実務経験、5年間に取得したCPD単位数、論文・面接審査など）に合格した者をD.Waste-Netの専門家などとして登録・活用
- ③ 自治体、事業者の廃棄物処理に係る人材育成の評価システムとして活用

上記の要望は、当協会ホームページにも掲載しております。

[技管協について](#) → [協会の活動](#) → [国等への要望](#)

<http://jaem.or.jp/activity.html>